

# 認定こども園くさかべ幼稚園 重要事項説明書

令和5年度の保育・教育の提供の開始にあたり、当園が保護者様に説明すべき内容は次のとおりです。

令和5年4月1日現在

## 1 事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人 和光学園
事業者の所在地	山梨市 小原東 356
事業者の電話番号・FAX	Tel.0553-22-9898 fax0553-23-0285
代表者氏名	理事長 古屋 和 仁
定款の目的に定めた事業	この法人は、教育基本法及び学校教育法、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律に従い、優秀な人材を育成することを目的とする。

## 2 事業の概要

種別	こども園 幼稚園型		
名称	認定こども園 くさかべ幼稚園		
所在地	山梨市 小原東 356		
電話番号・FAX	Tel.0553-22-9898 fax0553-23-0285		
園長氏名	園長 古屋 広 美		
開設年月日	昭和56年4月1日		
利用定員	幼稚園部	1号認定(新2号含)	25名
		2号認定	23名
	保育部	3号認定	17名
取扱う保育事業	一時預かり保育事業 ・ 延長保育事業		

## 3 事業実施場所 施設・設備の概要 (別紙にて)

## 4 事業の目的、運営方針

目的	本園は、学校教育法第22条、第23条、就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律第6条の規定及び認定こども園くさかべ幼稚園の保育・教育理念により、1歳から小学校就学前までの子どもの成長と発達を見据えた、一貫した保育・幼児教育を行うとともに、その心身の発達を助成することを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・四季を通じた体験や経験からの学び。</li><li>・子どもの興味や可能性を広げ、個性を大切に育む。</li><li>・集団生活を通してお互いを思いやる心、協力し何事にも頑張ろうとする意欲、やり抜く力の育成。</li><li>・未来を創り出す基礎形成に向け、バランスのとれた心身の発達の支援。</li><li>・ひとりひとりに愛情をそそぎ、昨日できなかったことが今日できるようになる、子どもの成長をサポートする保育を行います。</li></ul>

## 5 職員体制

園長	1人
副園長	1人
事務長	1人
幼稚園部	7人（主幹教諭1人 副主任教諭1人）※うち非常勤1人
保育部	7人（主幹教諭1人）※うち非常勤2人
栄養士	1人
調理員	1人
預かり保育担当	2人（さくら組・幼稚園型/一般型）
バス送迎職員	2人
特別教室講師	5人（英語、体育、習字、わくわくスポーツ、茶道）

## 6 保育・教育を提供する日（休日等について記載）

教育認定	<p>7月26日～8月21日（28日間）</p> <p>12月26日～1月7日（13日間）</p> <p>3月25日～3月31日（7日間）</p> <p>※始業式、終業式、個別懇談等の場合は、半日保育になります。（2号認定を除く）</p> <p>※職員の研修会等の大会実施時には、休園（半日保育）とさせていただきます。</p> <p>土曜日、日曜、祭日、国民の休日、県民の日（運動会、生活発表会代休）</p>
保育認定	<p>日曜、祭日、国民の休日、年末年始(12/29 から 1/3)</p> <p>2号認定のみ(運動会・生活発表会が祝祭日・日曜日実施の場合、代休の場合があります。)</p>

※ 当園は、災害その他、急迫の事情があるときは特定教育・保育の提供を行わないことがあります。

## 7 保育・教育を提供する時間

### (1) 開園時間

月曜日～金曜日	午前7時40分から午後18時40分まで
土曜日	午前8時00分から午前12時00分まで

### (2) 教育・保育認定別 保育時間

月曜日～金曜日	午前9時00分から午後15時00分まで	（教育認定）
	午前8時00分から午後16時00分まで	（保育短時間認定）
	午前7時40分から午後18時40分まで	（保育標準時間認定）
土曜日	午前8時00分から午前12時00分まで	（保育認定）

※ 土曜日は、就労支援のため、保育認定児のみの保育となります。

## 8 預かり保育(さくら組)と延長保育について

### (1) 預かり保育 (対象: 1号認定)

※利用の都度事前申し込みが必要になります。(電話・口頭にて連絡可)

早朝預かり(預かり保育)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間: 午前7時40分から9時00分まで</li> <li>・利用曜日: 月～金</li> <li>・利用料1回: 100円</li> </ul>
放課後預かり(預かり保育)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間: 午後15時00分から18時00分まで</li> <li>・利用曜日: 月～金</li> <li>・利用料: 100円/1時間+おやつ代100円 (但し午後15時30分以降からかかります。)</li> </ul> <p>※保護者の事情等により、18時00分を過ぎる場合は都度相談願います。</p>
土曜日預かり(預かり保育)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間: 午前8時00分から12時00分まで</li> <li>・利用料: 300円/1回 (おやつ代100円)</li> </ul> <p>※土曜日の保育は原則として2・3号保育認定児が対象になります。</p> <p>※土曜日は、園バス運行がありませんので、ご利用の場合は保護者の送迎をお願いします。</p>
長期休業預かり(夏・冬・春休み期間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間: 午前8時00分から午後16時00分まで</li> <li>・利用曜日: 月～金</li> <li>・1日利用: 1,000円+(給食費330円+10時のおやつ代100円) ※他教材費</li> </ul> <p>※放課後午後15時30分からは、おやつ代100円</p>

### ・・・ 預かり保育の無償化について (対象: 新2号認定) ・・・

概要	1号認定児で、父母の就業等により市町村に申請書を提出(新2号認定)したご家庭に対して、利用した預かり保育料を補助する制度です。但し、補助額は月額最大11,300円です。
対象者	1号認定児で保育の必要性の要件を満たしたご家庭。但し、育児休業中は対象外です。
無償化の内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 早朝預かり利用料: 100/1回</li> <li>② 放課後預かり利用料: 100円/1時間×利用時間 +おやつ代100円</li> <li>③ 長期預かり保育(春・夏・冬休業)利用料: 1,000円 (教材、ワーク代、10時おやつ代、給食費は別途集金)</li> </ol>

### (2) 延長保育 (対象: 2号・3号 短時間認定)

※利用の都度事前申し出が必要になります。(電話・口頭にて連絡可)

早朝預かり(延長保育)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間: 午前7時40分から8時00分まで</li> <li>・利用曜日: 月～金 利用料: 100円</li> </ul>
延長保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間: 午後16時00分から18時00分まで</li> <li>・利用曜日: 月～金</li> <li>・午後16時以降は利用料: 100円/1時間×利用時間 +おやつ代100円</li> </ul> <p>※保護者の事情等により、18時00分を過ぎる場合は都度相談願います。</p>

### (3) 延長保育 (対象: 2号・3号 標準時間認定)

※利用の都度事前申し出が必要になります。(電話・口頭にて連絡可)

延長保育	・ 時間: 午後 18 時 40 分から 19 時 10 分まで ・ 利用曜日: 月～金 ・ 利用料 1 回: 100 円
------	---

### (4) その他

#### 夏・冬・春休み期間中保育時のおやつ代について (対象: 2号 短時間・標準時間認定)

夏・冬・春休み期間中	・ 10 時のおやつ代 100 円/1 回
------------	-----------------------

◆ なお、上記、預かり保育および延長保育時における利用料等は、現金集金扱いとさせていただきます。

## 9 保育料および特定負担金等について

### (1) 幼稚園部 (1号認定・2号認定)

基本負担金	※無償化により無料
特定負担金	① 施設設備費/月 2,000 円 (大型施設環境整備積立金) ② 教育充実費/月 2,000 円 (クラス費 500 円、行事費 500 円を含む) ③ 施設維持費/月 500 円 ④ 2号認定(標準)おやつ代 2,000 円 (事前に数を準備する為一律となります)
その他・冷暖房費/月 500 円 ・ 給食費 1 食 330 円(税込) × 実食日 (内訳: 1 食 260 円+牛乳代 70 円) ・ 通園バス利用料/月 3,000 円 (片道 1,500 円) ※利用者のみ ※そのほか、保護者会「みどり会」の会費の徴収があります。	
<h3>(2) 保育部 (3号認定)</h3>	
基本負担金	※居住する市町村の定める金額
特定負担金	① 施設設備費/月 2,000 円 (大型施設環境整備積立金) ② クラス費 /月 500 円 ③ 施設維持費/月 500 円
その他・冷暖房費/月 500 円	

◆ なお、上記保育料(基本負担金)および特定負担金等は、毎月10日に当月分を保護者様の指定口座(山梨信用金庫各支店)から口座振替にて納入願います。

## 10 提供する保育・教育の内容

◎ 本園の保育・教育内容は、幼稚園教育保育要領、認定こども園教育保育要領の健康、人間関係、環境、言語、表現等の領域とする。

### <毎日の保育・教育の流れ>

開園	7:40	・保育認定(2・3号標準時間認定) 順次登園 ~ ※早朝預かり開始(1号認定は預かり保育、2・3号短時間認定は延長保育) ~
	8:00	・保育認定(2・3号短時間認定) 順次登園 ~
	9:00	・教育認定(1号認定) 順次登園 ~ ・幼稚園部 自由遊び(室内外)
	10:00	・おやつ(保育部)
	10:30	・本日の活動(幼稚園部・保育部) 一斉保育 ~
	12:00	・昼食(給食)
	14:00	・幼稚園部 自由遊び(室内外)
	15:00	・教育認定(1号認定) 順次降園 ~ ※放課後預かり保育開始 ~ (1号認定)
	15:30	※延長保育開始 ~ (2・3号短時間認定) ・おやつ ~ 順次降園 ~
	18:00	※放課後預かり保育終了(1号認定)
閉園	18:40	※延長保育終了(2・3号短時間認定)
	~19:10	※延長保育終了(2・3号標準時間認定のみ)

### <クラス編成と保育計画>

クラス名	保育計画
(たんぽぽ組) 満1歳児	身近な保育士との関わりの中で信頼関係を深め、保育士を仲立ちにして友達への関心を上げていく。
(たんぽぽ組) 1歳児	身近な保育士との関わりの中で信頼関係を深め、保育士を仲立ちにして友達への関心を上げていく。
(たんぽぽ組) 2歳児・満3歳児	身の回りのことを自分でしようとし、自分の意思・要求を言葉で表現できるようになる。
(ひまわり組) 年少児	基本的な生活習慣を身につけ楽しく過ごす。保育士や友達と遊び、集団生活の心地よさを知る。思いや要求を自分なりの言葉や行動で表現する。
(ちゅうりっぷ組) 年中児	身近な自然との関わりや、異年齢児との友達の関わりから豊かな感性や思いやりを養う。
(すみれ組) 年長児	年長児としての生活を通し、意欲と思いやりの心を培う。

## 11 給食等について

(1) 保育部は毎日給食になります。

(2) 幼稚園部は下記のとおり

- ・ お弁当の日：月曜日選択制給食 ・ 毎月2回(園だより参照)お母さん弁当持参 ・ 水筒持参
- ・ 幼稚園(箱弁当)給食：毎週4日(火～金曜日) ・ 幼児用牛乳(任意)

(注) アレルギー対応：生活管理指導表の提出により除去食を提供 ※事前にご相談(連絡)をお願いします。

## 12 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断：内科検診、歯科健診、尿検査等 ※全園児 年2回実施

(2) 健康管理：体調不良等の場合は症状の把握、体温測定等を行い、保護者様へ連絡します。

- ・ 園での与薬等につきましては、「与薬依頼書」の提出をお願いします。

## 13 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

- ・ 発生した場合の連絡(掲示板、園便り、保健便り、メール等)
- ・ 法定感染症の場合は「登園許可証」、法定外感染症の場合は「登園届」の提出をお願いします。

## 14 嘱託医 以下の医療機関(小児科・内科)と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	飯島医院
医 院 長 名	飯島昭彦
所 在 地	山梨県山梨市小原西 5
電 話 番 号	0553-22-0015

## 15 嘱託歯科医 以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	三神歯科医院
医 院 長 名	三神 仁
所 在 地	山梨県山梨市上之割 184-1
電 話 番 号	0553-22-5576

**16 地域防災拠点、広域避難場所** 地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	第一次避難・本園（くさかべ幼稚園内にて待機）
広域避難場所	山梨北中学校 グランド

**17 緊急時における対応**

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、園児の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。

**18 非常災害時の対策**

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

**19 苦情相談窓口**

要望・苦情等：面接、電話、文書、ご意見箱などの方法により、相談・苦情を受け付けています。